

地域包括支援センターです

成年後見制度 ～安心して老いるために～

2000年4月に発足した成年後見制度。「難しそう」と敬遠されがちですが、もし判断力が低下しても、家庭裁判所の監督を受けた後見人が、本人の意思を尊重して生活環境と財産をしっかりと守ってくれる制度です。

例えば後見人は、本人の代わりに必要な福祉サービスの契約締結ができたり、本人の望む契約に同意を与えたりできます。また本人が同意を得ていない不利益な契約を後から取り消すことによって、犯罪や悪徳商法の被害から守ってくれます。また、後見人がしっかりと財産管理をしておけば、相続のときまでその記録が残る、相続問題でのトラブルを避けることにつながります。

成年後見制度	
任意後見	法定後見
※判断能力が衰える前	後見 / 保佐 / 補助 ※判断能力が衰えた後



後見制度には大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」があり、『今はまだ元気だけど将来が心配』という方は、まず「任意後見制度」を検討します。この場合、後見人の選定と任せる内容は、本人の希望で話し合いにより決めることができます。

もう一方の「法定後見制度」では、家庭裁判所が適正に判断した後見人が立てられます。本人の判断能力等に応じて「後見人」「保佐人」「補助人」の3種があり、本人への面接を含めた審査や専門医による精神鑑定などを経て決まります。なお、補助人と保佐人に与えられる権限は、後見人より小さくなります。

後見人等は家族、親族が行うことが大半ですが、適当な候補者がいない場合には、家庭裁判所に登録された弁護士・司法書士・社会福祉士等が選ばれます。また後見人等の責務は、基本的にはご本人が亡くなり、財産等を相続人に引渡すところまでとなっています。なお、後見人等に対しては、別途申立のうえで、審判官が決定した額の報酬が支払われるのが通常です。

成年後見制度利用のご相談は、地域包括支援センターでもお受けしています。

健康ふじみ21

いきいき通信

— 富士見町健康づくり計画
「健康ふじみ21」を推進しています —

はたちの献血 キャンペーンについて

毎年1月1日から2月28日まで、「はたちの献血キャンペーン」が行われています。今年初めてキャンペーン標語について公募を行い「想いをかたちに はたちの献血」を選定しました。

このキャンペーンは、例年、冬季は体調を崩す方が多く、献血者が減少する傾向にあることから、安全な血液製剤の安定的な確保を維持するため、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心に広く国民各層に献血に関するご理解とご協力をお願いするとともに、特に、成分献血や400ml献血への継続的なご協力をお願いするために行っているものです。献血は身近なボランティアです。ぜひこの機会にご協力をお願いします。

血液は、生命の維持に欠かせない役割を担っていますが、人工的に造りだすことができないものです。このため、病気やけがで血液が必要となった患者さんに血液を届けるためには皆さんの献血が必要となります。富士見町でも、3月に移動採血車による献血が行われますので、ぜひご協力をお願いします。



あなたの生きる
力を誰かの生きる力に
変える献血…
よろしくっ。

献血推進キャラクター
けんけつちゃん

親と子の健康ガイド

1月 (1月11日～2月10日)

◆健康診査・予防接種

事業名	対象児	期日	集合時間	会場
4ヵ月児健診	平成24年9月生まれ	1月25日(金)	午後1:00	保健センター
7ヵ月児健診	平成24年6月生まれ	2月 5日(火)	午後1:40	
10ヵ月児健診	平成24年3月生まれ		午後1:00	
1歳6ヵ月児健診	平成23年5月～6月生まれ	1月18日(金)	午後1:00	
2歳児歯科健診	平成22年11月～12月生まれ	1月30日(水)	午後1:30	
B C G	平成24年8月6日～平成24年11月7日生まれ	2月 6日(水)	午後1:30	
3種混合	生後6ヵ月～7歳6ヵ月	1月16日(水)	午後1:15～1:50(受付)	

◆相談・教室

事業名	期日	受付時間	会場
乳幼児相談	1月23日(水)	午前9:30～10:30	保健センター

問 住民福祉課 保健予防係 ☎62-9134